

処 分 等 の 種 類	免許の取消し	
処 分 等 年 月 日	平成27年10月21日	
違反条項又は該当条項	宅地建物取引業法第64条の15前段	
処 分 等 の 根 拠 条 文	宅地建物取引業法第66条第1項第9号	
被 処 分 者	商 号 又 は 名 称	株式会社盛岡不動産
	代 表 者 氏 名	畑山 大作
	免 許 番 号	岩手県知事（9）第1498号
	主たる事務所の所在地	岩手県盛岡市中央通三丁目3番22号
<p>処分等の理由</p> <p>被処分者は、平成26年12月17日に公益社団法人不動産保証協会の社員の地位を失ったにもかかわらず、当該地位を失った日から1週間以内に、宅地建物取引業法（以下「法」という。）第25条第1項から第3項までの規定による営業保証金の供託をせず、法第64条の15前段の規定に違反した。</p> <p>このため、法第65条第2項第2号の規定に基づき、平成27年8月19日から同年9月17日までの30日間、業務の全部停止を命じたが、業務停止期間を経過した後も、営業保証金の供託を行わなかった。</p> <p>このことは、法第65条第2項第2号に該当し、情状が特に重いため、法66条第1項第9号に該当する。</p>		